平成23年度　巡回年金相談所の開設について

★相談は電話予約による完全予約制を実施しておりますので、相談希望日の1ヶ月前から下記の電話番号で予約申し込みをお願いします。
★予約を受付する際には、相談者氏名・基礎年金番号・電話番号・相談内容等について確認をさせていただきます。
★相談当日は、年金手帳・年金証書（受給されている方）等をご持参のうえ、時間内にお越しください。（代理の方は、本人の署名・捺印のある委任状が必要です。）

相談日

※予約時間の5分前までにお越しください。
※予約後、ご都合により来所できなくなった場合は、事前にご連絡をお願いします。

相談場所	受付時間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牟岐町高齢者交流施設浜の家	10時～15時	7日	—	2日	—	4日	—	6日	—	1日	—	2日	—
阿南市商工業振興センター	9時～15時半	—	12日	—	7日	—	1日	—	2日	—	5日	—	1日

【予約申し込み電話番号】　徳島南年金事務所　お客様相談室　TEL 088－652－1511

児童に係る各種手当てについて

児童に関する各種手当てについて皆さんご存じでしょうか？いずれの制度も自分から請求しなければ対象となりません。一度自分の受けている手当を見直し、請求を忘れている方は早めに請求してください。

子　ど　も　手　当

◆対 象 者
児童を監護・養育している方に支給されます。
◆支給期間　児童が15歳に達した年度末まで
◆支給金額
子ども一人につき、13,000円
※公務員の場合は、勤務先から支給されます。

児 童 扶 養 手 当

◆対 象 者
父又は母と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。
※所得が多い場合支給されないことがあります。
※H22年8月から父子家庭も対象となりました。
◆支給期間　児童が18歳に達した年度末まで
◆支給金額
1人の時　9,850円～41,720円
2　〃　14,850円～46,720円
3　〃　17,850円～49,720円
所得によって変動します。
4人以上　3人の額に、1人3,000円が加算

特別児童扶養手当

◆対 象 者
障害児を養育している方に支給されます。
※所得が多い場合支給されないことがあります。
◆支給期間　20歳の誕生日の前月まで
◆支給金額　お問い合せください。

【お問い合せ先】役場保健福祉課　☎77-3614

平成23年度 美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

資格要件等　①町内に住所を有する者の子弟で、大学（短大・高専・各種専門学校を含む）、高校に在学中、又は入学が決定しており、学業及び人物が優秀な者。
②学資の支弁が困難と認められる者。
※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

奨学金貸与額　（月額）・大学等5万円以内
・高校2万円以内

利　　子　無利子

返 還 期 間　卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることはできません。（短大の場合は、返還期間が8年となります。）

貸与者の決定　貸与人数が限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

申 請 方 法　申請書類は美波町教育委員会・由岐公民館にあります。
申請書に必要事項を記入の上、期限までに美波町教育委員会へ提出してください。

申 請 期 限　平成23年5月20日(金)

【お問い合せ先】　美波町教育委員会 ☎77-3620

●教育委員会からのお知らせ

3月定例教育委員会開催の日程について

■**日 時**　平成23年3月30日(水)
午前9時00分～
■**場 所**　美波町役場本庁　教育委員会横会議室

日和佐うみがめ博物館カレッタからお知らせ

平成21年12月から年中無休で開館しておりますが、平成23年4月から休館日を設けます。

休館日　■**毎月曜日**（祝日の場合は開館、翌日休）
■**12／29～31日**